

(1) 電光表示装置

ア 表示面は、信号機から5メートル以上離れていること。

イ 次に掲げる区域には設置しないこと。ただし、表示面の下端が道路面から15メートル以上の場合(近隣商業地域又は商業地域に設置する場合に限る。)又は市長が道路交通の安全を阻害するおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

(ア) 信号機により交通整理の行われている交差点(交差点の直近に設けられている道路標識又は道路標示による停止線、横断歩道若しくは自転車横断帯の外側5メートルまでの車道の部分を含む。以下同じ。)及び当該交差点の各側に設けられた歩道の区域

(イ) (ア)に掲げる区域の道路境界から5メートルの距離にある道路との平行線までの区域(道路の区域を除く。)

ウ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、用途地域の指定のない区域並びに風致地区及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区には設置しないこと。ただし、自己の居所、事業所若しくは営業所又は管理する土地若しくは物件に、管理上の必要に基づいて表示面積0.5平方メートル以下のものを設置する場合は、この限りでない。

エ 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に設置する場合

(ア) 一つの電光表示装置の表示面積は、5平方メートル以下とすること。

(イ) 建築物又は工作物の壁面と一体になるように設置すること。ただし、地上に設置する場合は、この限りでない。

(ウ) 屋上には設置しないこと。

(2) 映像(レーザー光線による場合を含む。)により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域、用途地域の指定のない区域並びに風致地区及び特別緑地保全地区には表示しないこと。

イ ア以外の地域に表示する場合

(ア) 投影面は、信号機から5メートル以上離れていること。

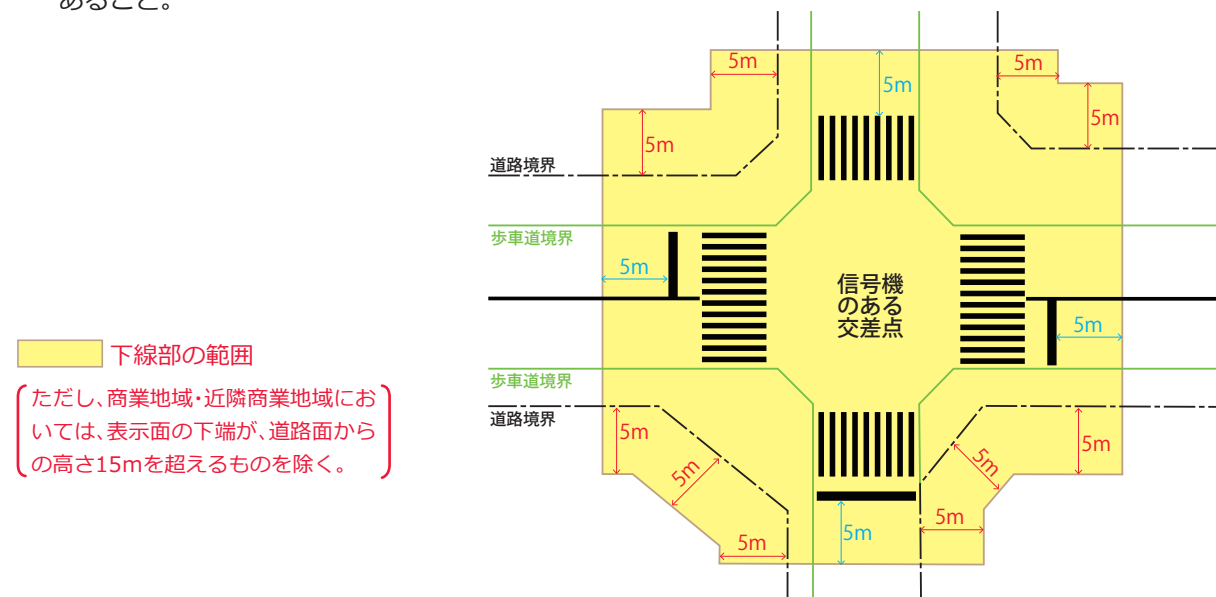
(イ) 次に掲げる区域には表示しないこと。ただし、投影面の下端が道路面から15メートル以上の場合(近隣商業地域又は商業地域に表示する場合に限る。)又は市長が道路交通の安全を阻害するおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

a 信号機により交通整理の行われている交差点及び当該交差点の各側に設けられた歩道の区域

b aに掲げる区域の道路境界から5メートルの距離にある道路との平行線までの区域(道路の区域を除く。)

(ウ) 投影面の下端は、地上5メートル以上とすること。ただし、市長が通行上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(エ) レーザー光線を使用する場合は、投影面に、窓等がなく、かつ、特定方向に光を反射しない材質のものであること。



名古屋市デジタルサイネージガイドライン

名古屋市では、地域の特性を考慮した良好な景観の形成又は風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物条例や都市景観条例により屋外広告物の規制・誘導を実施しています。

近年急増しているデジタルサイネージによる屋外広告物等は、光、動き等を伴うことが特徴で、従来広告と比べて広告効果が高く、街の賑わい創出に寄与する期待がある一方、設置される条件や状況によっては、周辺環境との不調和により景観を阻害する恐れがあります。

こうしたことから、市内においてデジタルサイネージによる屋外広告物等を表示・設置する際の景観上の望ましい基準を『名古屋市デジタルサイネージガイドライン』として定めることにより、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止を図っていくことを目指しています。

〈本ガイドラインで使用している用語等〉

▶**屋外広告物**：「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」をいいます。(屋外広告物法)

▶**デジタルサイネージ**：ディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物等。LEDビジョン、電子広告板、電子ペーパーなど、様々な種類があります。

▶**輝度(cd/m²)**：照明などの光源のまぶしさの指標

▶**自動調光機能**：画面の明るさを、周辺の明るさに合わせて自動で調整する機能

▶**名古屋市屋外広告物条例**：名古屋市が屋外広告物法にもとづき、良好な景観形成や風致の維持、公衆の危害防止を目的に、屋外広告物の規格(規制基準)や禁止等について定めたものです。

▶**名古屋市都市景観条例**：名古屋市が景観法にもとづき、優れた都市景観の創造・保全や景観法の施行に必要な事項を定めたものです。

▶**名古屋市景観計画**：名古屋市が景観法にもとづき、大規模広告物、都市景観形成地区や誘導基準等について定めたものです。

▶**都市景観形成地区**：名古屋市景観計画により、特に良好な景観を形成する必要があるとして定められた地区です。

名古屋市デジタルサイネージガイドライン

【対象】 名古屋市内（地上広告・屋上広告・壁面広告・突出広告等）

- 【適用範囲】 ・良好な景観の形成のために必要があると認めるときに行う指導の基準等※1
- ・良好な景観若しくは風致を害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれが認められるときに行う指導の基準等※2
- ・都市景観形成地区におけるデジタルサイネージの指導の基準 この場合、【基準】における「屋外広告物」を「屋外広告物等(ガラス面内側からの表示も含む。)」に読み替えます。
- ・名古屋市景観計画に定める大規模広告物の誘導基準*

【基準】

■明るさや時間に関すること

表示時間

○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、住宅地等※3に設置する場合は、深夜早朝の表示は避けてください。

・ 深夜早朝とは、21時～7時を目安とします。

・ ただし、管理上の必要等により設置する小規模なもの※4を除きます。

○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、次の数値以下としてください。

昼

3,000cd/m²以下

夜

住居系

800cd/m²以下

商工業系

1,000cd/m²以下

時季

昼☀

夜🌙

深夜早朝

春・秋

7時～18時

18時～21時

21時～7時

夏

7時～19時

19時～21時

冬

7時～17時

17時～21時

・ 自動調光機能を利用するなど、周囲の明るさに比して不必要に高い輝度とならないよう留意してください。

・ 管理上の必要等により設置する小規模なもの※4は、デジタルサイネージによる屋外広告物が原則禁止されている地域※5でも設置できますが、輝度は極力抑えたものとしてください。

明るさ
(光)

■設置場所等に関すること

設置高さ	○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、建物等の高層部など、広範囲に光が到達しやすい場所に設置することは避けてください。 ・設置をする場合は、輝度を抑え、深夜早朝の表示を避けるなど、周辺の環境に配慮してください。 ・深夜早朝とは、21時～7時を目安とします。
設置向き等	○ デジタルサイネージによる屋外広告物を道路内に設置する場合は、通行車両の進行方向に垂直となる方向など、通行車両に向けて表示することは、避けてください。 ・ただし、管理上の必要等により設置する小規模なもの※4を除きます。

・屋外広告物法・名古屋市屋外広告物条例、景観法 ・名古屋市景観条例始め、各種法令を遵守してください。

※1) 名古屋市屋外広告物条例(以下「条例」という。)第 5 条の3 に基づき行う指導、助言、勧告の基準となります。

※2) 条例第15条の8 第2 項に基づく勧告の基準となり、また場合により、条例第14条若しくは第15条第1 項の措置

※3) 名古屋市屋外広告物条例施行細則別表第1第1項で定める住居系地域(都市計画法第8 条第1 項第1 号に規定第1 種住居地域、第2 種住居地域及び準住居地域並びに同号に規定する地域以外の地域)及びその他住環境への

※4) 駐車場の満空表示など管理上の必要があるもので、必要最小限の大きさのものに限る。

※5) 条例第3 条(規格)や第6 条(禁止)で定める地域

- 規格：第1 種低層住居専用地域、第2 種低層住居専用地域、第1 種中高層住居専用地域及び第2 種中高層住居
- 禁止：第1 種低層住居専用地域内、第2 種低層住居専用地域内、風致地区内又は特別緑地保全地区内で市長が

* 名古屋市景観計画は、今後、所定の手続きを経て変更します。

■動きや音に関すること

動き	○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、光の動き、点滅、色の変化の速度を緩やかなものとしてください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、過度に点滅したり、動きの速い動画を表示したりすることを避けてください。 ・特に明るさや動きの変化が激しい既存の動画を、そのまま屋外広告として表示することは避け、表示の内容については、近隣の状況をよく考慮してください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、①道路内(車道側に表示するものに限る。)、②交差点周辺、③住宅地等※3においては、動画による表示を避け、静止画の切り替え(切り替えの間隔は10秒以上)としてください。
音	○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、音響を伴って表示する場合は、周辺環境に配慮し、不快感を与えない音量、音色、内容としてください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、道路内や公園などの公共空間や住宅地等※3に設置する場合は、音響を伴わないものとしてください。 ・ただし、管理上の必要等により音響を伴う場合を除きます。

■その他

近隣対応	○ デジタルサイネージによる屋外広告物は他の屋外広告物と同様に、場所の固有性をつくり、まちの重要なメディアになりえる一方、見たくない人の目にも入りやすく、表示の内容や方法については、近隣にいる多様な人への配慮が必要です。設置や運用にあたっては、近隣等からの苦情がでないよう、周囲の環境に配慮してください。 ○ デジタルサイネージによる屋外広告物について、近隣等から問い合わせや苦情がある場合には、設置者・管理者が誠実に対応するようにしてください。
------	--

命令に至ることがあります。

する第1 種低層住居専用地域、第2 種低層住居専用地域、第1 種中高層住居専用地域、第2 種中高層住居専用地域、配慮が求められる地域

専用地域には設置しないこと、他指定する地域、他